

男鹿市告示第133号

男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援級金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和5年12月19日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長引く物価高騰に直面する子育て世帯への生活支援のための応援給付措置として実施する男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象児童)

第2条 男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象児童（以下「支給対象児童」という。）は、平成17年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年10月31日（以下「基準日」という。）現在において次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象児童から除くものとする。

(1) 保護者又は養育者に養育されていない者

(2) 婚姻している者

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、基準日にお

いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、令和5年11月1日以降に転出した者を除くものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者で、支給対象児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく令和5年11月分の児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）の支給を市から受ける者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている前号以外の者で、平成17年4月2日から令和5年10月31日までに生まれた支給対象児童を養育している者
- (3) 本市の住民基本台帳に記録されている者で、令和5年11月1日から令和6年3月31日までに生まれた支給対象児童を養育している者
- (4) 支給対象児童の保護者が、本市住民基本台帳に記録されている者でないときは、支給対象児童と同居し、本市住民基本台帳に記載されている世帯主又はこれに準ずる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 支給対象者が死亡したときは、申請日現在において、支給対象児童を養育する者として市長が適当と認める者に対し給付金を支給するものとする。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、支給対象児童1人につき2万円とする。

（支給の申込み等）

第5条 市長は、支給対象者のうち、第3条第1項第1号に規定する者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和5年12月27日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

4 給付金の支給に当たり、市が把握する令和5年11月分の児童手当等の登録口座（以下「児童手当等の登録口座」という。）とは別の指定口座を特に希望する者は、令和5年12月27日までに男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（支給の申請）

第6条 支給対象者のうち、前条に規定する者以外の者は、男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金申請書（請求書）（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 給付金の振込みを希望する指定金融機関口座確認書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類のうち、申請者の同意のもとに市において確認できるものについては、省略を認めるものとする。

3 第1項の申請の期限は、令和6年4月15日とする。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否の決定を行い、支給を決定したときは給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の支給の可否の決定を行ったときは、申請者に対し男鹿市子育て世帯物価高騰対策応援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（支給の方式）

第8条 支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。

- (1) 登録口座振込方式 児童手当等の登録口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前号に該当する口座が無登録のため新たに登録する口座又は特に希望する振込口座を届け出し、当該届出をした指定口座に市が振り込む方式

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第6条第3項の申請期限までに同条第1項に規定する支給対象者から申請が行われなかったときは、当該支給対象者が給付金の受給を拒否したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、第8条に規定する支給方式による支給手続を行ったにもかかわらず、令和6年4月25日までに口座解約・変更等により給付金の支給ができない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第7条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年4月25日までに給付金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、

既に支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定の適用については、同日後もなおその効力を有するものとする。